

第 3 号様式

農用地利用計画変更理由書

甲州市

本市は、平成 17 年 11 月の発足後、平成 21 年 10 月に甲州農業振興地域整備計画を策定し、その後、平成 25 年 2 月、平成 30 年 6 月及び令和 6 年 8 月に総合見直しを行いました。

現行計画では、豊かな自然と恵まれた気候・風土を活かし、ぶどう、もも等の果樹栽培を中心とした農業が基幹産業となっており、品質、生産量とも「フルーツ王国山梨」における中核的な産地となっています。また、日本固有の個性を持ち、本市が発祥の地でもある甲州ぶどうから醸造される甲州ワイン、こる柿などの加工品、ワインを給与して育てる銘柄豚肉「ワイントン」、通年におよぶ観光果実園、四季折々の美しさを見せる果樹園の景観は世界農業遺産に認定された峡東地域を構成する貴重な地域資源となっています。

今後はこうした地域農業特性の上になたて、やまなし農業基本計画との整合を図り、意欲のある農家や新規就農希望者等に対する支援策を充実させ、担い手の育成・確保に努めていきます。あわせて、地球温暖化に伴う気象条件等の変化に適合できる栽培方法の確立や世界農業遺産の認定を活かした取り組みを促進するため、フルーツ山梨農業協同組合などの関係機関と連携しながら、ぶどう、もも等の安定生産、高品質化に向け生産技術を確立し、農業者にフィードバックすることで持続的な農業経営体の育成を図っていきます。

今回の随時見直しについては、農業従事者の高齢化や担い手不足、温暖化の影響に伴う気象変動等、地域農業を取り巻く環境が年々厳しさを増すなか、甲州農業振興地域整備計画に基づき土地の農業上の利用と都市的利用について調整を図り、地域農業と観光の活性化、並びに発展のため、農用地利用計画の変更を行うものであります。